

第 4 回報告書案作成委員会の確認事項

1 前回の作成委員会の確認

- ・前回の確認事項について了承された。
- ・議事録について、これまでは次回の委員会での発言内容すべてに関する議事録を提出してきたが、スケジュール的な制約から、概要・確認事項のみを会議の翌日に委員に送付し、確認してもらい、その後、摘録を示すこととなった。

2 中間報告書の構成について

- ・中間報告書の構成と条例の構成は異なることを前提として、中間報告会の参加者に分かりやすい構成の報告書を作ることで合意し、別紙の構成を基本とし、12日の作成委員会において再度確認することとなった。また、章立てのタイトルについては次回の委員会で議論することとなった。

3 中間報告書のイメージについて

- ・次回の委員会までに、各委員が資料3の中間報告書のイメージを読み込み、修正を行い、それを持ち寄って議論することとなった。
- ・事務局から、2で確認された内容に基づき、中間報告書のイメージの構成を変え、4月9日までに送付することとなった。

4 その他

- ・中間報告会の報告者を以下のとおり決定した。
4月24日(土)川崎会場 浪瀬委員
4月25日(日)溝口会場 石田委員
- ・次回までに報告者は中間報告会において利用する説明資料について事務局に要請することとなった。
- ・作成委員会委員は、4月16日(金)午後5時30分から開催される世話人会に出席することとなった。

自治基本条例中間報告書の構成案

条例について

- ・ 条例の作り方・ポイント
- ・ 条例の性格と位置づけ

めざす自治のイメージ

- ・ 前文のポイント
- ・ 自治体って何？
- ・ 自治するまちのイメージ

市民のあり方

- ・ 市民とは？
- ・ 市民の権利と義務
- ・ 市民活動の推進
- ・ 市民間の合意形成

議会

- ・ 議会の役割と責務
- ・ 議会の運営

行政・市長

- ・ 市長の役割と責任とは？
- ・ 行政の役割と責任とは？
- ・ 行政組織、職員のあり方

区とコミュニティ

- ・ 区役所のあるべき姿
- ・ 区のあり方
- ・ 7つの区のあり方
- ・ 自治とコミュニティ

関係性

- ・ 議会と行政の関係とは？
- ・ 市民と議会の関係とは？
- ・ 市民と行政の関係とは（協働）？

制度・装置

- ・ 評価制度
- ・ 情報公開制度
- ・ 住民投票制度
- ・ 財政運営
- ・ 住民救済制度
- ・ 広聴制度

条例運用

- ・ 条例の見直し規定
- ・ 条例の実効性高める仕組み・ルール